

合併公告

平成二十年十二月二日開催の臨時総会において、左記の商工会は解散し権利義務一切を承継して有田川町商工会を設立することに決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から三十日以内にお申し出て下さい。

平成二十年十二月十日

甲 和歌山県有田郡有田川町下津野二七六一三
吉備町商工会 会長 上野山 良彦

乙 和歌山県有田郡有田川町金屋三
金屋町商工会 会長 前 多加夫

丙 和歌山県有田郡有田川町清水三五九一一
清水町商工会 会長 武内 廣 至

債権者各位